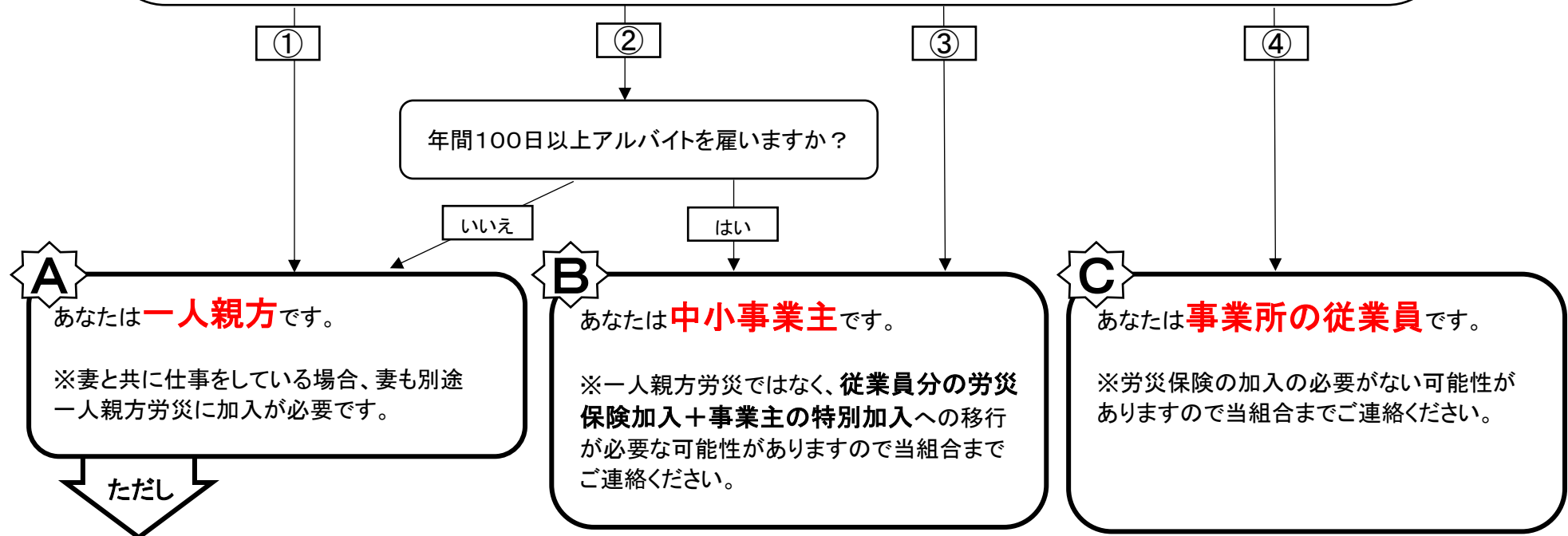


あなたはどのような状態で建設業のお仕事をされていますか？

- ① 人を雇わずにあなたお一人で(又は妻と)仕事をしている。
- ② 常時使用する労働者はいないが、時々アルバイトを雇っている。
- ③ 常時使用する他人の労働者(アルバイト・パートを含む)がいる。
- ④ 事業所から賃金(給与や賞与など)をもらって仕事をしている。



もし、下請けの従業員(ご自身が元請業者の場合のみ)やアルバイトを年間100日未満呼ぶ場合は、別途、**従業員分の労災保険加入**も必要となる可能性がありますので当組合までご連絡ください。場合によっては中小事業主の可能性もあります。

※子・親・兄弟などの親族と共に仕事をしている、いずれにも該当しないなどの場合は当組合にご相談ください。(TEL:097-574-6243)